景観計画　基準の比較（百舌鳥･古市古墳群 世界文化遺産登録推進関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 藤井寺市(改正案) | 羽曳野市 | 堺　市 | 大阪府 |
| 建築物・工作物 | 屋外に設置するもの | ・駐車場、駐輪場及びごみ置場等を道路から見える場所に配置する場合は、植栽による修景や建築物若しくは塀と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 | 駐車場、駐輪場及びごみ置場等は原則として街道から見える場所に配置しない。やむを得ず見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 | ・道路空間などと一体となったゆとりと潤いのある空間を創り出すように、空地の配置・意匠に配慮する。・敷際の塀・フェンスなどについては、色彩に配慮し、また植栽になじんだものとするなど、目立ちすぎないような形態・意匠とするよう努める。・敷際に効果的に植栽することにより、潤いのある道路空間の形成を図る。・屋外付帯施設は、できるだけ外部から目立たないような配置とする、または外部から直接見えないように配慮する。・屋外付帯施設は建築物本体と一体化したデザイン、または本体に組み込むようなデザインとする。 | ・駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 |
| 外壁に設置するもの | ・ダクト類は、道路から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。・屋外階段は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。・エアコンの室外機及び物干金物等は、道路の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。 | 建築設備（エアコンの室外機、ダクト類、高架水槽等）、屋外階段、屋上工作物及び塔屋等は、街道（街道沿い以外の区域を景観計画に含む場合は道路）から見えにくい位置に配置する。やむを得ず見える位置に配置する場合は、修景や建築物と一体化する等により、見苦しくならないように工夫をする。 | ・屋外階段や、室外機などの外壁付帯設備は形態、意匠、材料などにより建築物との調和を図る。 | ・ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。・屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。・エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。 |
| 屋上に設置するもの | ・高架水槽及び屋上設備は、道路から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバー\*等を設置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする・屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 | ・屋上付帯設備は目立たないよう配置・意匠を工夫する。 | ・高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。・屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 |
| 外観･意匠 | 色彩 | 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしない。 | 外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等周辺の伝統的なまちなみに調和するものとする。 | ・外壁の色彩は、地域やまちの特性に十分配慮し、周辺と調和するものを用いる。 | ・外壁･屋根等の基調となる色彩は著しく派手なものとはしない。 |
|  | 彩度 | Ｒ(赤)･YR(橙)系 ６以下Ｙ(黄)系　　　　４以下その他の色相　 ２以下サブカラー（1／3）アクセントカラー（1／20）） | YR(橙)系 　　　　４以下Ｒ(赤)･Ｙ(黄)系　３以下その他の色相　 ２以下サブカラー（1／3）アクセントカラー（1／20））※工作物は対象外 | YR(橙)系 　　　　６以下Ｒ(赤)･Ｙ(黄)系　４以下その他の色相　 ２以下サブカラー（1／3）アクセントカラー（1／20））※工作物は対象外 | Ｒ(赤)･YR(橙)系 ６以下Ｙ(黄)系　　　　４以下その他の色相　 ２以下サブカラー（1／3）アクセントカラー（1／20）） |
| 明度 |  | ６以上 | ６以上※工作物は対象外 |  |
| 外壁 |  | ・長大な壁面等は適切な緑化や分節等により単調とならないような工夫をする。また大和川･石川の沿岸では、対岸からの見え方やスカイラインに配慮する。 | ・外壁の材料は、地域やまちの特性に十分配慮するとともに、時間の経過に耐えうる材料を用いるよう努める。 | ・長大な壁面等は適切な緑化や分節等により単調とならないような工夫をする。また大和川･石川の沿岸では、対岸からの見え方やスカイラインに配慮する。 |
| 意匠 |  |  | ・建築物全体を統一感のある意匠とするとともに、表情豊かな外観を創り出し、単調な壁面とならないように努める。・すっきりとした魅力的なスカイラインを形成するよう、建築物上部の形態・意匠を工夫する。・バルコニーは建築物に豊かな表情を与えるよう意匠を工夫するとともに、通りからの見え方に配慮する。 | ・周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。 |
| 緑化 | ・敷地内には、緑を適切に配置する。・山並みや歴史文化遺産の緑に配慮し、敷地の際に緑を適切に配置する。・緑の配置に際しては、山並みや歴史文化遺産の緑に配慮し、区域における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。 |  | ・空地にはできるだけ植栽を充実させ、潤いのある空間となるように配慮する。 | ・敷地内には緑を適切に配置する。・国道170号や大和川･石川に面する敷地においては、敷際に緑を適切に配置する。・大和川･石川に通じる道路に面する敷地に緑を適切に配置する。・緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。 |
| 舗装 | ・舗装面は、周辺の景観との調和に配慮し、色彩は著しく派手なものとしない。 |  |  |  |
| 広告物 | 広告物に関する事項 | ・広告物は必要最小限に抑え、建築物や区域の景観との調和に配慮する。 |  |  |  |
| 屋上広告物 | ・屋上広告物は、山並みや古墳の緑の眺望の保全に配慮するとともに、建築物と一体性のあるデザインとなるように工夫する。 |  |  |  |
| 突出看板 | ・突出看板は敷地内に収め、複数の看板はコンパクトに集約化するように工夫する。 |  |  |  |